

2 「かん類」と「びん類」の出し方

「きれいなかん・びん」とは、水洗いして内容物を取り除いたものです。

資源化ごみの日 (毎月第2・4・5の週)

きれいなかん

かん類(きれいなもの)
ジュース、缶コーヒー、
お酒、缶詰のかんなど

※油、塗料など汚れが落ちないかんは「不燃物」へ。
※ふたは外して、金属製は「不燃物」へ。

もやさないごみの日(毎月第1・3の週)

きれいなびん

びん類(きれいなもの)
ジュース、ビール、
ワイン、ドレッシング、
佃煮のびんなど

※油、塗料など汚れが落ちないびんは「不燃物」へ。
※ふたは外して、プラスチック製は「プラスチック製容器包装」、金属製は「不燃物」へ。

不燃物

汚れたびん・かん類

※汚れたびん・かん類は、他の不燃物のごみと一緒に1つの袋に入れて出してください。

3 支援措置

次の要件を満たす人には、申請により、対象者一人につき年間最大50枚(月割りあり)の指定袋を交付します。申請の受け付け、交付は表にある時期に環境管理課、または各支所の地域振興課で行います。

対象者	要件	交付する指定袋の大きさ	申請方法	申請・交付時期	
				誕生月(日) 注1	時期 注2
2歳未満の乳幼児を養育している人 注3	①市に住民登録をしている ②実際に住んでいる	中袋 (30リットル)	母子健康手帳、印鑑を用意し、申請書を提出	平成23年4月2日～11月生まれの人	5月
				平成23年12月～平成24年7月生まれの人	6月
				平成24年8月以降生まれの人	7月
介護によりおむつを常時使用している人	①市に住民登録をしている ②要介護4または5に該当している ③おむつを常時使用している ④実際に住んでいる		介護保険被保険者証、印鑑を用意し、申請書を提出	4月～9月生まれの人	5月
				10月～3月生まれの人	6月
市日常生活用具給付等事業の紙おむつの給付決定を受けた人	①市に住民登録をしている ②市日常生活用具給付等事業の給付決定者で、紙おむつの給付を受けている ③実際に住んでいる	大袋 (45リットル)	日常生活用具給付決定通知書、印鑑を用意し、申請書を提出	-	5月～
傷病などによりおむつを常時使用している人	①市に住民登録をしている ②おむつの使用が常時必要と認められる旨の医師の診断がある ③実際に住んでいる		医師の診断書、直近のおむつ購入領収書など(コピー可)、印鑑を用意し、申請書を提出	-	5月～

注1 誕生月とは、乳幼児・介護によりおむつを常時使用している人の誕生月です。
注2 該当の申請・交付時期に申請してください(土・日曜日、祝日を除きます)。
注3 交付枚数は乳幼児1人についての枚数です。

1 もやすごみの出し方

(1) 残飯・生理用品などの出し方、誤ったごみの出し方

残飯・生理用品・おむつなどは、必要最小限の分量で次のようにして出せます。

○

小袋
残飯・生理用品・おむつなどは、必要最小限の分量で小袋、または新聞などで包んで指定袋に入れて出せます。

×

黒色の袋
全体を黒色の袋や新聞紙で覆った状態では出せません。

(3) 重さ

もやすごみを出す場合の1袋の重さは、片手で持ち運べる程度でお願いします。

指定袋

ごみ袋を片手で持ち運べる程度の重さ

経過措置
6月30日までは、この方法でごみを出すことができます。黒色の袋は使用できません。

(2) 間違えやすい処理券の使い方

次の方法で処理券を使用することはできませんので、注意してください。

指定袋に入らないもやすごみ専用
三原市もやすごみ処理券

透明の袋

この処理券を貼ることはできません。

ごみの減量化にご協力を
可燃ごみ処理券
三原市

透明の袋

この処理券は袋に入らない大きいもやすごみ(布団など)に貼ってください。

これまでどおり
購入済の「可燃ごみ処理券」は、指定袋に入らないごみに貼り付けて出すことができます(期限なし)。

家庭から出るごみの出し方の注意点

環境管理課
☎0848-631210
FAX0848-676069